

加古川市国民健康保険事業における死者の国民健康保険情報の提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する国民健康保険情報のうち、死者に関する国民健康保険情報の提供依頼があった場合の取扱いに関し、その基本的事項を定めることにより、適切な情報提供に努めることを目的とする。

(提供する情報の範囲)

第2条 提供する情報の範囲は、当該死者に関して市が取得した診療報酬明細書、調剤情報明細書及び訪問看護療養費明細書のうちの必要な書類とする。

(情報提供を求めることができる者)

第3条 死者に関する国民健康保険情報の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、当該死者の配偶者、子、父母又はこれらに準ずる者とする。

(情報提供の手続)

第4条 申出者は、死者に関する国民健康保険情報提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を市長宛てに提出する。

2 申出者は、申出の際、次に掲げる書類のいずれかであって申出者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条に規定する戸籍謄本等などにより、死者の死亡が確認できる書類及び死者との関係が確認できる書類を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(3) 健康保険の被保険者証

(4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類

3 市長は、申出書を受け付けた日から15日以内に、提供の可否等について決定し、申出者に対して死者に関する国民健康保険情報提供回答書(様式第2号。以下「回答書」という。)により遅滞なく通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該期間内に決定することができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、市長は、速やかに延長の理由を申出者に通知するものとする。

4 情報提供は、回答書により指定する日時及び場所において行う。その際、申出者は、申出の際と同様に、第2項各号に掲げるいずれかの書類を提出し、又は提示しなければならない。

(情報提供しない場合)

第5条 市長は、提供の申出があった情報に、申出者及び申出に係る死者に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第78条各号に定める不開示情報に該当する内容が含まれている場合は、当該内容について提供しないこととする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、提供の申出があった情報を提供することが不適切であると認める相当な理由があるときは、情報提供を行わないことができる。

(情報提供の方法)

第6条 情報提供は、提供する情報の写しにより行う。

(手数料等)

第7条 情報提供に係る手数料は、無料とする。

2 提供する情報の写しの作成及び送付に要する費用を申出者に求めるものとする。

(情報提供に係る事務の執行)

第8条 情報提供に係る申出書の受付その他の事務は、国民健康保険課において行う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。